

令和元年

第2回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和元年8月26日

神戸市 センタープラザ11階大会議室

令和元年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（令和元年8月26日） 会議録

議事日程

- | | | |
|------|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 議長の選挙 | |
| 第 4 | 報告第2号 | 債権放棄について |
| 第 5 | 認定第1号 | 平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 第 6 | 認定第2号 | 平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 第 7 | 議案第7号 | 令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 第 8 | 議案第8号 | 令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第 9 | 議案第9号 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 10 | 請願第2号 | 後期高齢者医療保険料の軽減特例継続と、医療費の窓口負担2倍化しないことを求める請願 |
| 第 11 | 一般質問 | |
| 第 12 | 同意第3号 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件 |
| 第 13 | 同意第4号 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件 |

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（26名）

4番 和田 満	6番 浜 辺 学
7番 佐藤 徳 治	10番 森 田 敏 幸
12番 山 本 実	13番 藤 本 大 祐
15番 中 野 正	16番 大 眉 均
17番 登 幸 人	19番 小 林 昌 彦
21番 河 尻 悟	23番 深 澤 巧
24番 鬼 頭 哲 也	25番 登 里 伸 一
26番 多 次 勝 昭	27番 金 村 守 雄
28番 中 村 司	29番 石 井 雅 彦
30番 宮 脇 修	32番 大 竹 正
33番 三 村 隆 史	35番 藤 原 茂
37番 名 倉 嗣 朗	38番 遠 山 寛
39番 庵 途 典 章	40番 浜 上 勇 人

欠席議員（11名）

1番 寺 崎 秀 俊	3番 森 山 敏 夫
5番 石 井 登 志 郎	8番 行 澤 睦 雄
11番 岡 田 康 裕	14番 片 山 象 三
18番 小 田 秀 平	22番 平 野 齊

3 1 番 笹 倉 康 司

3 4 番 前 田 義 人

4 1 番 西 村 銀 三

説明のため出席した者

広 域 連 合 長 藤 原 保 幸

副 広 域 連 合 長 谷 口 進 一

事 務 局 長 日 下 優

情報システム課長 内 橋 宣 明

資 格 保 険 料 課 長 越 智 寛

給 付 課 長 中 西 保 美

財 政 係 長 下 里 章 仁

保 険 料 係 長 竹 内 里 津 子

保健事業・適正化係長 栗 林 正 司

職務のため出席した職員

書 記 西 村 功

書 記 中 西 基 彦

(午後 2 時 開会)

○副議長 (宮脇 修) ただいまから、令和元年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、1 番 神戸市 寺崎議員、3 番 尼崎市 森山議員、5 番 西宮市 石井議員、8 番 伊丹市 行澤議員、11 番 加古川市 岡田議員、14 番 西脇市 片山議員、18 番 川西市 小田議員、22 番 丹波篠山市 平野議員、31 番 多可町 笹倉議員、34 番 神河町 前田議員、41 番 新温泉町 西村議員から、欠席する旨の届け出がされております。

開議に先立ち、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

藤原広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○広域連合長 (藤原 保幸) 広域連合長を仰せつかっております、伊丹市長の藤原保幸でございます。

本日こうして、令和元年の第 2 回の兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて「後期高齢者医療制度」についてでありますけれども、この平成 20 年度の制度発足から早いもので 12 年目を迎えております。この間、我が国の高齢化はますます進行しておりまして、被保険者数は年々増加を続けております。ちょっと数字を確認いたしましたところ、平成 30 年度の年間平均被保険者数は 76 万 4,477 人ということで、制度発足時の平成 20 年度は 56 万 5,037 人でありましたので、比較いたしますと約 35% の増加。一方で医療給付費につきましては、平成 30 年度は約 7,203 億円でありまして、平成 20 年度が約 4,568 億円でありましたから、比較いたしますと約 58% の増ということで、被保険者数も増加しておりますけれども、医療給付費がそれを上回るペースで大きく増加してきたという推移をたどっております。こうした

傾向は今後もさらに続くものと想定されておりまして、こうした状況下、国におきましては制度の骨格を維持するといいますか、この制度の持続可能性を確保するという観点から、私は認識しておるわけでありまして、たびたび制度の見直しが行われてまいりました。そして今後も行われそうだという状況でございます。

具体的に申し上げますと、今年度も保険料の均等割軽減特例等の見直しが行われました。また、本年5月には、高齢者の医療の確保に関する法律の改正を含めた「健康保険法等の一部を改正する法律」が可決・施行されたところでございます。その主な内容といたしましては、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設、さらには市町村において、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築などでございます。

さらに今年度、2019年度の「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」といわれているものでありますけれども、この中では団塊の世代が75歳以上に入り始める2022年、まあ言えば3年後までに社会保険制度の基盤強化を進めるということで、2020年度、来年度の「骨太の方針」で、給付と負担のあり方を含めた重点施策を取りまとめるとされているところでございます。今後、加入者の負担能力に応じた医療に要する費用負担のあり方等について議論が活発化するものと考えております。

今後も、こうした国の動きを注視するとともに、制度の運営主体である広域連合といたしましては、被保険者が安心して医療を受けられるよう、県内関係41市町とよく連携・協力いたしまして、より一層安定的な制度運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、本日の定例会に提出しております議案でありますけれども、平成30年度広域連合一般会計・特別会計決算認定を初めといたしまして、補正予算案、条例案、副広域連合長の選任、さらには監査委員の選任といった重要な案件を提案させていただいております。各議案の詳細につきましては、それぞれ担当者からご説明申し上げますので、

ご審議、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮脇 修） これより本日の会議を開きます。

（開議）

○副議長（宮脇 修） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に「諸報告」を申し上げます。

お手元に配付したとおり、監査委員から監査報告第1号及び第2号による報告がありました。

次に、令和元年7月8日、議会運営委員会委員に、「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」第3条但し書きの規定に基づき、副議長において、赤穂市 藤本議員を指名いたしましたからご報告申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

次に日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、25番 南あわじ市 登里議員及び38番 上郡町 遠山議員を指名いたします

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮脇 修） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたしました。

次に日程第3「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存

じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(宮脇 修) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することとしたいと存じますが、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(宮脇 修) 異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に15番 宝塚市の中野議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(宮脇 修) 異議なしと認めます。

よって、中野議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

(議長 登壇)

○議長(中野 正) ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会議長に就
くことになりました中野 正でございます。

皆様のご協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。
ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせ
ていただきます。

○副議長(宮脇 修) 挨拶は終わりました。

この際、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(副議長 議席に戻る)

(議長 議長席に着く)

○議長（中野 正） それでは日程第4、報告第2号「債権放棄について」を議題といたします。

報告を求めます。

日下事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました、報告第2号につきましては、「兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例」第12条第1項の規定により、債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

定例会提出議案の1ページをお開きください。

今回報告いたします債権につきましては2件ございまして、1件目は破産による免責が確定したため、「兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例」第12条第1項第2号に該当することにより、当該債権を放棄したものであります。

2件目は、徴収停止後、1年を経過した時点においても弁済する見込みがないため、同条例第12条第1項第5号に該当することにより、当該債権を放棄したものでございます。

以上、報告第2号についてご報告申し上げます。

○議長（中野 正） 報告は終わりました。

次に日程第5、認定第1号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」及び日程第6、認定第2号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本件は、「地方自治法」第292条において準用する、同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

認定第1号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」でございますが、定例会提出議案書の3ページをご覧ください。

一般会計の歳入でございますが、歳入予算現額20億6,249万6,000円に対しまして、収入済額は20億6,324万450円でございます。

次に4ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額の合計は17億4,143万7,694円で、歳入歳出差引残額は3億2,180万2,756円でございます。これを翌年度に繰り越いたします。これは主に、歳出の第2款第1項 総務管理費の不用額によるものでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、平成30年度歳入歳出決算に関する附属書類の1ページから5ページに記載しております。認定第1号についてご説明申し上げます。

次に、認定第2号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案書の6ページをお開きください。

歳入予算現額7,514億5,555万8,000円に対しまして、収入済額は7,629億3,842万1,906円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、7,432億8,479万1,332円でございます。支出の主な内容といたしまして、第1款 保険給付費の第1項 療養諸費につきましては、予算現額6,974億9,658万5,000円に対しまして、支出済額は6,901

億8,550万6,723円でございます。ここで不用額が73億1,107万8,277円でございますが、これは1人当たりの給付費及び被保険者数が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

歳入歳出差引残額は196億5,363万574円ございまして、これを翌年度に繰り越しいたします。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、平成30年度歳入歳出決算に関する附属書類の6ページから11ページに記載しております。認定第2号についてご説明申し上げました。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中野 正） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番 三木市 大眉議員。自席でご発言をお願いいたします。

○16番（大眉 均） それでは認定第2号「平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について、2点お伺いいたします。

保険料の収入状況で、年金から天引きする徴収分は、調定額359億7,189万5,000円で、100%収納されております。年金額が年額18万円未満の方や保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う普通徴収になります。普通徴収分では調定額267億6,912万3,000円のうち、納付額は264億3,720万2,000円で、収納率は98.76%となっております。3億3,192万1,000円 1.2%が滞納となっているのではないかとと思いますが、保険料の収入状況と収納対策、及び未納者に対する差押えの件数と金額の推移について、お尋ねをいたします。

次に、雑入の調定額12億4,660万1,221円のうち、収入済額が10億3,406万3,609円。不納欠損額が196万7,710円、収納未済額が2億1,0

56万9,902円となっておりますが、第三者納付金と返納金の内容、そして収納対策についてお尋ねをいたします。

○議長（中野 正） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員の質疑に対しまして私から答弁を申し上げます。

まず1点目、保険料の収納状況、収納対策、差押えの件数と金額の推移でございます。

まず収納状況でございますが、平成30年度の現年度分の収納率が99.47%となっており、前年度と比べまして0.03ポイント上昇しております。その中で、普通徴収分の収納率につきましても前年に比べまして0.08ポイント上昇し、98.76%となっております。ともに過去最高の収納率となっております。

次に、平成30年度の滞納繰越分の収納率は41.86%となっておりまして、これも前年度に対しまして2.27ポイント上昇しております。

これらの収納対策でございますが、収納につきましては、市町の事務ということでお願いしております。当広域連合といたしましては、保険料収納対策に係る実施計画というものを策定いたしまして、これによりまして市町と広域連合、協力して収納に当たっているところでございます。具体的な取り組みといたしまして、口座振替への勧奨、あるいは納付相談の実施、滞納者への催告や訪問、滞納処分等、市町に行っていただいております。広域連合といたしましては、こういった活動を支援するために、収納対策研修会の開催ですとか、市町への訪問調査等を行っております。

次に、差押え件数と金額でございますが、直近のデータで申し上げますと、平成29年度差押えした件数は218件、3,440万円と、28年度と比べまして、件数は9件増加、金額は538万円減少しております。

次に、歳入の中の第9款 諸収入、第3項 雑入の中の第三者納付金と返納金の内容、収納対策についてのご質問でございます。

これは雑入のうち、第2目 第三者納付金、これの調定額につきましては、8億2,789万円。収入済額につきましては8億1,606万円。収入未済額は1,182万

円となっております。

第三者納付金といいますのは、交通事故など第三者の行為によって傷病を負った被保険者が、保険証を使用して医療機関等を受診した場合、広域連合が保険給付した金額を限度に、被保険者にかわって第三者に対して損害賠償請求権を取得いたします。これに基づきまして、広域連合が第三者に対して請求したものでございます。交通事故の場合、通常は保険会社に対して損害賠償を請求して支払いを受けることが多いのですが、第三者が任意保険に加入していなかったことなどにより、個人に請求する場合がございます。平成30年度末は、現年度分過年度分を合わせまして5件が収入未済となっております、いずれも第三者など個人に請求いたしておりますが、いまだ未納となっているものでございます。

次に返納金でございますが、返納金の調定額は3億8,130万円、収入済額が1億8,058万円、不納欠損額は196万円、収入未済額が1億9,874万円となっております。この返納金は、医療機関や被保険者などからの保険給付費の返還金でございますが、主に3つに分けることができます。

1つ目は、国や県の指導監査等により、不適切と認められた診療報酬を医療機関に対して返還請求するものでございます。この診療報酬の返還金の平成30年度の調定額は2億4,548万円、収入済額が1億1,559万円、不納欠損額が196万円。収入未済額が1億2,792万円となっております。

2つ目は、広域連合の調査などにより、不正不当な請求が判明した療養費を、あんま・はり灸の施術機関に対して返還請求をするものでございます。この療養費返還金の平成30年度の調定額は7,871万円、収入済額は1,425万円、収入未済額が6,446万円となっております。

3つ目は、資格喪失後の受診や、所得の更正等により、負担割合が変わった場合の差額等の医療費給付費を被保険者に対し返還請求するものでございます。この給付費返還金の平成30年度の調定額は5,409万円、収入済額が4,773万円、収入未済額

が636万円となっております。

次にこれらの収納対策でございます。これらの収入未済につきましては、当広域連合から督促、催告の文書を債務者に送付してございます。相手方より一括納付が困難であるという申し出がございましたら、個人の場合は生活状況の調査、法人の場合は経営状況の資料提出などを求めるなどして、やむを得ないと認められる場合は、分割納付を認め、時効の中断、履行の確保を図っているところでございます。

なお、支払う意思が示されない場合は、裁判所への支払督促の申し立て、訴訟の提起等、法的手続により債権回収に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中野 正） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 保険料の収納でございますが、差押えが28年度と29年度を比べまして、9件増加しているということでございます。一方、30年度の場合に、収納率も上がってきたというお答えだと思えますけれども、差押えの30年度と29年度の比較というのは無いんですか。

○議長（中野 正） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 今、手元にあります差押えの資料につきましては、平成29年度が最新でございます。30年度については、取りまとめ中ということでございます。

○議長（中野 正） 他に質問はありませんか。

○16番（大眉 均） はい。

○議長（中野 正） それでは質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番 三木市 大眉議員。登壇の上、ご発言お願いいたします。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） 私は、認定第2号「平成30年度後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算認定」について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳になった人が、それまで加入していた国民健康保険などから切り離され、後期という別枠の制度になって負担増が迫られる仕組みであります。

1つ目は、平成30年度は5回目の保険料率の改定が行われ、所得割額は据え置かれたものの、均等割額を年額48,297円から48,855円と558円の引き上げをされていくことであります。後期高齢者が増え、医療費が増えることにより、保険料率を2年ごとに改定するたびに保険料は引き上げられてきました。75歳以上の高齢者の多くは年金収入80万以下の収入しかないなど、そのほとんどが低所得か無収入の人であります。わずかとはいえ、保険料が引き上げることには、今でも保険料が払えない人にとって、これ以上の負担増はやめるべきであります。

2点目は、保険料軽減特例の廃止により、負担増となることであります。平成29年度まで所得割5割軽減だった人は、30年度は2割、今年度から軽減なしになります。被用者保険の被扶養者であった方は、特例措置により均等割が9割軽減されておりましたが、29年度は7割軽減となり、平成30年度は5割軽減、今年度以降は加入後、2年を経過する月まで5割軽減となります。

3点目に、年金収入が少ない高齢者は、年金から天引きされずに直接納付する人のうち、保険料を払いきれない人に対して、正規の保険証を交付せず、有効期間が短い短期証に切り替えられています。また保険料滞納者に対する預貯金などの差押えが増えていることも問題であります。高齢者の保険料の負担を軽減し、医療を受けやすくすること、保健事業の充実で高齢者が安心して暮らせるようにすることを求めまして討論といたします。

○議長（中野 正） 討論は終わりました。本件について、他に発言の通告はありませんので、これより順次お諮りをいたします。

認定第1号を原案のとおり、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 正） 異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号を原案のとおり認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中野 正） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

次に日程第7、議案第7号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第8、議案第8号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました、議案第7号及び議案第8号につきまして、相互に関連しておりますので、一括ご説明申し上げます。

定例会提出議案書の8ページをお開きください。

議案第7号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億8,389万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,848万円とするものでございます。これは平成30年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、市町負担金から減額するとともに、特別調整交付金の繰り入れに伴う補正を行うものでございます。なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和元年度補正予算に関する説明書の1ページから2ページに記載しております。

次に、定例会提出議案書の10ページをお開きください。

議案第 8 号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

11 ページをご覧ください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 198 億 5,600 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,923 億 5,000 万円とするものでございます。これは平成 30 年度決算、歳入歳出差引残額 196 億円余りを繰り越し、12 ページに移りまして、市町負担金の精算のための返還金等に充て、残りの 54 億円余りを後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てようとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和元年度補正予算に関する説明書の 3 ページから 5 ページに記載しております。

以上、議案第 7 号及び議案第 8 号につきまして、ご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中野 正） 提案理由の説明が終わりました。本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第 7 号及び議案第 8 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 正） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 9 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました、議案第 9 号につきましてご説明申し上げます。

定例会提出議案書の13ページをお開きください。

議案第9号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本条例の改正の趣旨といたしましては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が、平成31年4月から施行されることを受け、国家公務員の超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられました。当広域連合におきましても同様に、超過勤務に関する必要な事項は規則に定めるとする規定を加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第9号についてご説明申し上げました。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中野 正） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 正） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10「請願第2号」を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番 三木市 大眉議員。登壇の上、ご発言をお願いいたします。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） ただいま議題となっております請願第2号について説明をさせていただきます。

この請願は、「後期高齢者医療保険料の軽減特例措置継続と、医療費の窓口負担を2倍化しないことを求める請願」であります。後期高齢者医療制度の保険料は、2008年の制度導入後、5回にわたり値上げされています。さらに政府は半数を超える被保険

者に適用されていた保険料の軽減特例措置を、2017年度から段階的に廃止してまいりましたが、高齢者の生活実態は当時と比べても悪化しており、廃止する根拠がございません。しかも昨年度は、軽減特例の段階的廃止による保険料の値上げと、定時改定による値上げが同時に実施され、二重の打撃となってまいりました。後期高齢者医療保険料はもとより、介護保険料など社会保障に係る高齢者の負担が増え続け、電気・ガスなどの公共料金とともに、生鮮食料品をはじめ、相次ぐ諸物価の値上げに加え、公的年金の受給額が上がらないなどの影響もあり、高齢者の家計を直撃しています。ひとり暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準を下回り、高齢者世帯の多くが貧困状態に陥っています。このような厳しい実態に追い打ちをかける75歳以上の医療費自己負担を2倍化する論議が、経済財政諮問会議、財政制度審議会、社会保障制度審議会などで行われております。全国後期高齢者医療広域連合協議会では、軽減特例措置について、国の負担による現行の軽減措置を維持・恒久化ということを要望されてきております。また、当連合会では、後期高齢者の窓口負担割合については、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という視点から、現状維持に努められたいと要望されています。

以上の点から、保険料の軽減特例措置を廃止することなく、元に戻し、継続することとあわせて、医療費の窓口負担を2倍にしないよう求めるものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 正） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

日下事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） 請願第2号についてご説明申し上げます。

まず、請願事項1点目、「保険料の軽減特例措置の廃止を中止し、もとに戻し、維持、継続すること」につきましては、当広域連合として、これまで、保険料の軽減特例措置について、制度の安定化を図る観点から、恒久的な制度とするよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望してまいりました。しかしながら国においては、世

代間・世代内の負担の公平性の観点、制度の持続性を高める観点から、国の予算措置で実施してきた軽減特例の見直しを順次実施する方針であること、また当広域連合には独自財源がないことから、軽減特例措置の廃止を中止し、もとに戻し、維持、継続することは困難でございます。

次に、請願事項２点目、「75歳以上の医療費の窓口負担を２倍にしないこと」につきましては、後期高齢者の窓口負担のあり方が6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」、いわゆる「骨太の方針2019」において、来年度に策定予定の「骨太の方針2020」で、「給付と負担のあり方を含め、社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる」と示されたところでございます。

当広域連合といたしましては、後期高齢者の窓口負担については、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状の維持が望ましいと、7月17日に厚生労働大臣に対して要望を行ったところでございます。

ただ国において窓口負担の見直しが決定された場合、当広域連合には独自の財源がなく現状を維持することは困難であるため、国における議論を慎重に見守りたいと考えております。

あわせて、高齢者の生活や負担能力にきめ細かい配慮を行い、必要な医療を受ける機会が確保されるよう、今後も引き続き国に要望を行ってまいります。

以上、請願第2号についてご説明申し上げます。

○議長（中野 正） 紹介議員の趣旨説明及び執行機関の説明は終わりました。

本件について、他の発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（中野 正） 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決定いたしました。

次に日程第11「一般質問」を行います。質問の通告がありますので、これを許可い

たします。

16番 三木市 大眉議員。自席でご発言お願いをいたします。

○16番（大眉 均） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

一つ目に、低所得者の保険料軽減特例の段階的廃止の影響と、均等割特例措置の維持についてであります。

所得が58万円以下の方は、平成28年度までは所得割は5割軽減でしたが、平成30年度から廃止になりました。被用者保険の被扶養者であった方は、均等割は9割軽減でありましたが、7割、5割となり、今年度からは本来の軽減措置になっています。75歳で新たに加入された方は、加入後2年を経過するまで5割軽減で、それ以降は本来の軽減になっています。保険料特例軽減のうち、年金収入が80万円以下の人は、均等割が9割軽減で、年間の保険料は4,885円でしたが、今年度から8割軽減になり、保険料は2倍の9,771円になり、来年度は7割軽減になって、保険料は今のままだと3倍の14,656円になります。年金収入が168万以下の方は、現在8.5割軽減で、年間保険料は7,328円ですが、今年度は据え置かれているものの、来年度は7.75割軽減で、保険料率が変わらなければ、10,992円と1.5倍になり、2年後には14,656円と2倍になるわけでありまして。来年度に保険料の見直しがされ、引上げが行われた場合は、それ以上の負担増になってまいります。保険料の軽減特例廃止の影響額について、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、広域連合として、保険料軽減特例措置の現行維持とあわせて、恒久化についても検討することを要望されてまいりました。低所得者の保険料軽減特例の段階的廃止の影響と、均等割特例措置の維持することについてお尋ねをいたします。

次に、現在、原則1割の医療費自己負担を2割にすることについてであります。政府の財政制度審議会等では、4月に現在70歳から74歳について段階的に実施されてきた自己負担2割への引き上げと同様に、75歳に到達したあとも、自己負担が2割のものとするに加えて、既に後期高齢者になっている方についても、数年にかけて段階

的に2割負担に引き上げるといったことの動きがされています。75歳以上の人は病気になりがちな人が多くて医療費がかさむから、自分たちでその分を負担してもらいたいという発想であります。高齢者の年金削減のために、厚労省の調べでも75歳以上の1人当たりの平均所得は、年857,000円、平成27年度ですが、医療保険料が支払えずにいる低所得者が22万2,000人もおられます。その上、患者の窓口負担を引き上げれば、さらに医療にかかりにくくなり重症化を招いてまいります。7月17日の当連合会の厚労省に対する要望書では、後期高齢者の窓口負担割合について、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持に努められたいと要望されております。窓口負担の原則2割負担の導入についての見解をお尋ねいたします。

次に、次期保険料率の改定についてであります。来年度は2年に1回行われる保険料率見直しの時期となっております。

1点目に、保険料率改定については、1人当たりの医療給付費などの費用が、被保険者数、後期高齢者負担率とその財源から算出されております。保険料率改定についての考え方及び次期保険料率の検討作業、それから決定に至るまでのスケジュールについてお尋ねをいたします。

2点目に、後期高齢者医療給付費準備基金についてであります。平成30年度末残高は、123億1,526万9,000円となっており、令和元年度予算で繰入金は53億2,617万4,000円、そしてこのたびの補正予算で積立が54億816万7,000円となっておりますが、今年度末の基金残高及び保険料負担軽減に活用できるのは、どのぐらいと見込まれておられるのかをお尋ねをいたします。

3点目に、被保険者の保険料負担増を抑制するために、県の財政安定化基金の活用ができるようにすることが求められておりますけれども、現状と見通しについてお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中野 正） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員のご質問に対しまして、私からお答え申し上げます。

まず1点目、低所得者の軽減特例の段階的廃止の影響と、その特例措置の維持についてのご質問でございます。

議員からもご指摘がございましたように、軽減特例につきましては制度導入の激変緩和の観点から、国の予算措置で実施されてきてございます。29年度から段階的に本則に見直されてきたという経過でございます。

最後まで残されておりました低所得者の均等割軽減特例につきましても、昨年の12月に、令和元年度から段階的に本則に戻す方針が決定をされております。低所得者の均等割の見直しを例に影響額等を申し上げます。

まず影響する人数でございますが、令和元年6月22日時点の賦課確定の時点でございますが、当広域連合の被保険者数は79万760人となっております。このうち低所得者で9割軽減から8割軽減になる方は17万6,837人。また、8.5割軽減の方は14万6,840人、合計32万3,677人で、被保険者全体の40.9%に当たると見込んでございます。

影響額ですが、議員からもご説明ございましたが、9割軽減の方が令和2年度には本則の7割軽減となり、見直し前である平成30年度に比べますと、年間保険料で9,771円、月額で814円の増となります。また、8.5割軽減の方は、令和3年度には、本則の7割軽減となり、見直し前の30年度に比べますと年間保険料で7,328円、月額で610円の増となる見込みでございます。

次に、軽減措置についての考えでございますが、これまでも国に対しましては、制度の安定化を図る観点から、恒久的な制度とするよう、再三全国協議会を通じて国に要望してきたところでございます。特に低所得者の均等割特例につきましては、生活に影響を与える保険料とならないよう要望してきてございます。ただ、ご案内のとおり、国におきましては昨年の12月にこれを廃止する方針が決定をされました。そういったこと

から、広域連合といたしましては、恒久的な制度にという要望が実現にいたらなかったわけですが、あわせて消費税率引き上げによる財源を活用した低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充、あるいは年金生活者支援給付金の支給にあわせて見直されたということ、また8.5割軽減につきましては、激変緩和措置がとられたことなど、生活への影響に対する一定の配慮がなされたものと受けとめております。

今後の対応ですが、当広域連合におきましては、国の方針決定等を踏まえまして、本年2月の議会で、保険料の軽減特例の見直しを含む条例改正案を審議、可決いただいたところでございます。そういったことから現時点では、軽減特例の維持あるいは復元というのは、困難であると考えてございます。

原則1割の自己負担を2倍化することに対する見解でございます。これも先ほど請願のところでご説明申し上げましたが、後期高齢者の窓口負担については、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状の維持が望ましいと考えてございまして、7月17日に厚生労働大臣に対しまして、要望を行ってきたところでございます。今後、国における議論を慎重に見守りたいと考えておりますが、合わせて高齢者の生活や負担能力にきめ細かい配慮を行い、必要な医療が受ける機会が確保されるよう、引き続き国に対して要望を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、次期の保険料率改定につきまして、保険料率改定の考え方、それからスケジュールについてのお尋ねでございます。

ご案内のとおり、後期高齢者医療制度の患者負担を除いた医療給付費につきましては、おおむね公費5割、現役世代からの支援金4割、高齢者の保険料1割という5：4：1の割合で負担しておりますため、医療給付費が増加すると保険料も増加するというような仕組みになってございます。医療給付費の総額は1人当たりの医療給付費、被保険者数、診療報酬改定率、後期高齢者負担率等の影響を考慮した上で推計していくことになります。具体的な作業につきましては、10月ごろから入る予定でございます。今後、国から診療報酬改定率や後期高齢者負担率の数値が示される予定でございます。それら

に基づき最終的な推計を行い、次期保険率の改定案をお示しできるのは2月ごろになる見込みでございます。

次に給付費準備基金の積み立て状況と活用についてでございます。

積立状況につきましては、先ほどもご質問ございましたが、平成30年度末の準備基金残高につきましては、123億2,000万円ほどになってくる予定でございます。なお、令和元年度末の見込みでございますが、このうち当初予算の補正予算でもお認めいただいたとおり、基金を積み立て、あるいは取り崩しを行いまして、元年度末にはおよそ124億円の残が出るという見込みを立てているところでございます。これの活用でございますけれども、安定的な制度運営といった中長期的な観点に立って、次期保険料率の上昇抑制等に活用することなどを検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、県の財政安定化基金についてのお尋ねでございます。

県の財政安定化基金につきましても、次期保険料率改定に当たりまして、基金の活用について県に要望を行ったところでございます。今後の保険料率の算定作業を進める中で、県との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中野 正） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 今の件でございますが、均等割等の軽減特例の廃止は条例で決まっているからということなのですが、本当にこれで、大分負担が増えていくということになっているわけでありまして。それで次期の保険料のことなのですが、2月ぐらいに後期高齢者医療制度懇話会等で審議をいただいて、2月の定例会に提出をされるということになったものです。ところがこの間に、高齢者の皆さん方が、状況がよくわからないまま、この広域連合議会で決められてしまうという状況になっていくんではないかなと思います。懇話会は公開されておりますが、意見を言う場がなかなかないというのが現状ではないかと思っておりますけれども、そうした点で、情報を早い目に高齢者の皆さん、県民の皆さんに、もちろん市町に対してでもありますけれども、その情報を早

く提供していただけたらと思うんですけども、その点が1点でございます。

それから2割負担の問題につきましては、今後も見守っていただくということでございますけれども、なかなか高齢者の皆さんが、2割、今の、窓口で倍払わなあかんという点からいいますと、これはなかなか耐えられない問題ではないかと思えます。今は70歳から74歳の方が2割負担だから、その人たちが75歳になる時分から順次、その2割にしていこうというのが政府の考え方かも知れませんが、高齢者の皆さんは先ほど来の答弁にありましたように、医療に係る費用、病気になりやすい、医療機関にかかりやすいという、こういう傾向があるわけでございますので、それを抑制するという形になっていくから、要望書にありますように、医療を受ける機会を失うことのないようにというものと相反するような形になると思えます。そういう点では、ぜひ2割負担にならないように、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（中野 正） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員のご質問に対して、幾つか私からお答えいたします。

まず、次期の保険料のことについて、できるだけ早く情報提供をして、皆さんの意見を聞くようにというご質問だったかと思えます。私どももできるだけ早く次期保険料の算定作業に入っていきたいと考えているところでございます。ただ、いろいろ国のほうから診療報酬の改定ですとか、あるいは高齢者負担率等の数値が示されないと詳細な計算ができないというところもございまして、できるだけ、そういうデータとかを集めまして、機会としては医療制度懇話会が最初になると思えますが、できるだけ早く情報を提供できるように努力してまいりたいと考えております。

次に、患者負担の2割負担でございますが、確かに1割から2割ということになりますと、かなり高齢者の方に対しまして影響が大きいということで、私ども広域連合といたしましては、先ほど来申し上げておりますが、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状の維持を国に対してお願ひしているところでございます。これ

は当広域連合単独でも要望をしておりますが、全国協議会でも要望をしているというところでございます。

以上で終わります。

○議長（中野 正） 大眉議員。

○16番（大眉 均） わかりました。今の給付費準備基金124億、令和元年度の未で予定されているというわけでございますが、前回の算定時には96億4,000万円を全額使おうということで今の保険料が決まっているわけなんです。所得割を据え置いて、均等割だけわずか上げたという形になっているわけですが、高齢者の皆さん方は、この5回の改定のたびに負担が増えてきているという現状でございますので、県に対しましても、ぜひ財政安定化基金を使えるようにするとか、あるいは県からの助成とかいうようなことも、ぜひ要望をしていただいて、実現化をしていただいて、これ以上の保険料負担が増えないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 正） それでは質問は終わりました。

次に日程第12、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（藤原 保幸） ただいま上程されました、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について、ご説明申し上げます。

定例会提出議案書の15ページをご覧くださいませ。

本件は、副広域連合長として新たに尾崎 吉晴 福崎町長、及び谷口 進一 丹波市長を選任いたしたく、「兵庫県後期高齢者医療広域連合規約」第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。何とぞよろしくご審議のほどお願ひ申

し上げます。

○議長（中野 正） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 正） 異議なしと認めます。

よって本件は、同意することに決定いたしました。

ただいま、副広域連合長に選任されました、谷口 進一 副広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

谷口副広域連合長。

（副広域連合長 登壇）

○副広域連合長（谷口 進一） 発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方のご同意をいただきまして、副広域連合長に就任をさせていただくことになりました。丹波市長の谷口 進一と申します。

今後、広域連合長を補佐いたしまして、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいりたいと、このように思いますので、議員各位におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますように、よろしく願いを申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 正） 次に日程第13、同意第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（藤原 保幸） ただいま上程されました、同意第4号「兵庫県後期高

「高齢者医療広域連合監査委員選任の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案書の16ページをお開きください。

本件は、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、新たに神戸市監査委員の山本 嘉彦氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中野 正） 提案理由の説明が終わりました。

本件について発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 正） 異議なしと認めます。

よって本件は同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位におかれまして、終始ご審議賜り、また議事進行にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長よりご挨拶があります。

藤原広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（藤原 保幸） 令和元年第2回の広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼方々、ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、本日の定例会に提出しておりました、平成30年度広域連合一般会計・特別会計決算認定をはじめといたしまして、今年度の補正予算案、あるいは条例案、副広域連合長の選任、さらには監査委員の選任といった重要な案件につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり可決、ご決定を賜りました。心から御礼を申し上げます。

今後も国の動向に注視するとともに、全国の広域連合や県内関係41市町とも連携協

力いたしまして、「後期高齢者医療制度」の安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（中野 正） 挨拶は終わりました。

これをもちまして、令和元年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後3時5分 閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 中野 正

副 議 長 宮脇 修

署名議員 登里 伸一

署名議員 遠山 寛